

企業会計基準適用指針公開草案第22号「一定の特別目的会社の開示に関する適用指針（案）」に対する意見

平成 19 年 2 月 26 日

日本公認会計士協会

このたび公表されました標記公開草案に対する当協会としての意見を、以下のとおり申し上げます。

1. 開示対象特別目的会社の財政状態等を開示することについて

（コメント）

開示対象特別目的会社に係る開示項目は、連結財務諸表の注記事項としてではなく、連結財務諸表外の情報として開示することも検討する必要がある。

（理由）

開示対象特別目的会社に対する開示項目として適用指針第 3 項(2)①においては、「開示対象特別目的会社との取引金額等には、会社と開示対象特別目的会社との間（開示対象特別目的会社間も含む。以下同じ。）で当期に行った主な取引の金額（資産の譲渡取引額など）又は当該取引の期末残高（資金取引に係る債権債務や債務保証、担保などの額）、当期の主な損益計上額（譲渡損益、金融損益、投資からの分配損益、回収サービス業務による損益など）、開示対象特別目的会社の直近の財政状態（資産総額や負債総額など）が含まれる。」と記載されているが、開示項目の記載範囲が曖昧である。

また、開示対象特別目的会社は子会社ではないため、開示に必要な金額を正確な会計データとして入手できないことが懸念される。開示対象特別目的会社に係る情報を開示することの有用性は認められるものの、連結財務諸表の注記事項の一つとするためには、開示対象特別目的会社を連結子会社と同様に扱う必要がある。仮に、概算的な情報でよいとするならば、開示する箇所を例えば、重要な連結子会社の財務情報等を開示している有価証券報告書の「関係会社の状況」において、重要な開示対象特別目的会社に係る情報として開示することも考えられる。

なお、開示対象特別目的会社に係る情報が財務諸表の注記事項とされた場合には、当該注記は当然監査対象になると想定されるが、開示に必要な情報は入手できたとしても、開示対象特別目的会社は子会社ではないため、必要かつ十分な監査証拠を入手することができず、監査意見の限定又は意見の不表明となる可能性があり、実務的な混乱をきたすことが懸念される。

2. 第3項なお書きについて

(コメント)

第3項のなお書きでは、開示対象特別目的会社に関する注記は、「類似の取引形態や対象資産等ごとに適切に集約して、概括的に記載するものとする。」と記載されているが、具体的にどのように集約すべきか明確にすべきである。

(理由)

「類似の取引形態や対象資産等ごとに」とはどのような基準で判断すべきか非常に曖昧である。集約のやり方如何では、開示した内容の有用性にバラつきが発生することも考えられ、また、注記を行う重要性の判断は、集約された単位ごとに行うとされていることから、開示対象となる範囲も恣意性が入る可能性がある。したがって、集約する基準についてより具体的な基準を明示する必要がある。

3. 参考（開示例）について

(コメント)

開示例の記載に当たっては、財務諸表等規則第8条7項を適用した具体的内容についても記載すべきである。

(理由)

開示対象特別目的会社は、財務諸表等規則第8条7項を適用した結果、子会社に該当しないものと推定した特別目的会社であるから、それぞれの開示例について、具体的になぜ財務諸表等規則第8条7項が適用されているかを説明することは、どのような特別目的会社であれば出資者等の子会社に該当しないものと推定するかを判断する上で、実務的に有用であると考えられる。したがって、開示例として記載したそれぞれの取引形態に対して、具体的な財務諸表等規則第8条7項の適用上の考え方を示す必要がある。

4. 開示例5及び6について

(コメント)

開示例5及び6は削除すべきである。

(理由)

財務諸表等規則第8条7項では、「適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を」、「当該特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立されており」、「当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されている」特別目的会社に対しては、当該特別目的会社に対する出資者等の子会社に該当しないと推定すると規定しているのであるから、資産の譲渡人でもなく、また、業種を限定したものと思われるような開示例5及び6は、財務諸表

等規則第 8 条 7 項の適用に当たって必ずしも明確な基準がない実務に対して、更に混乱を与えるのではないかと危惧されるため、削除すべきである。

以 上